

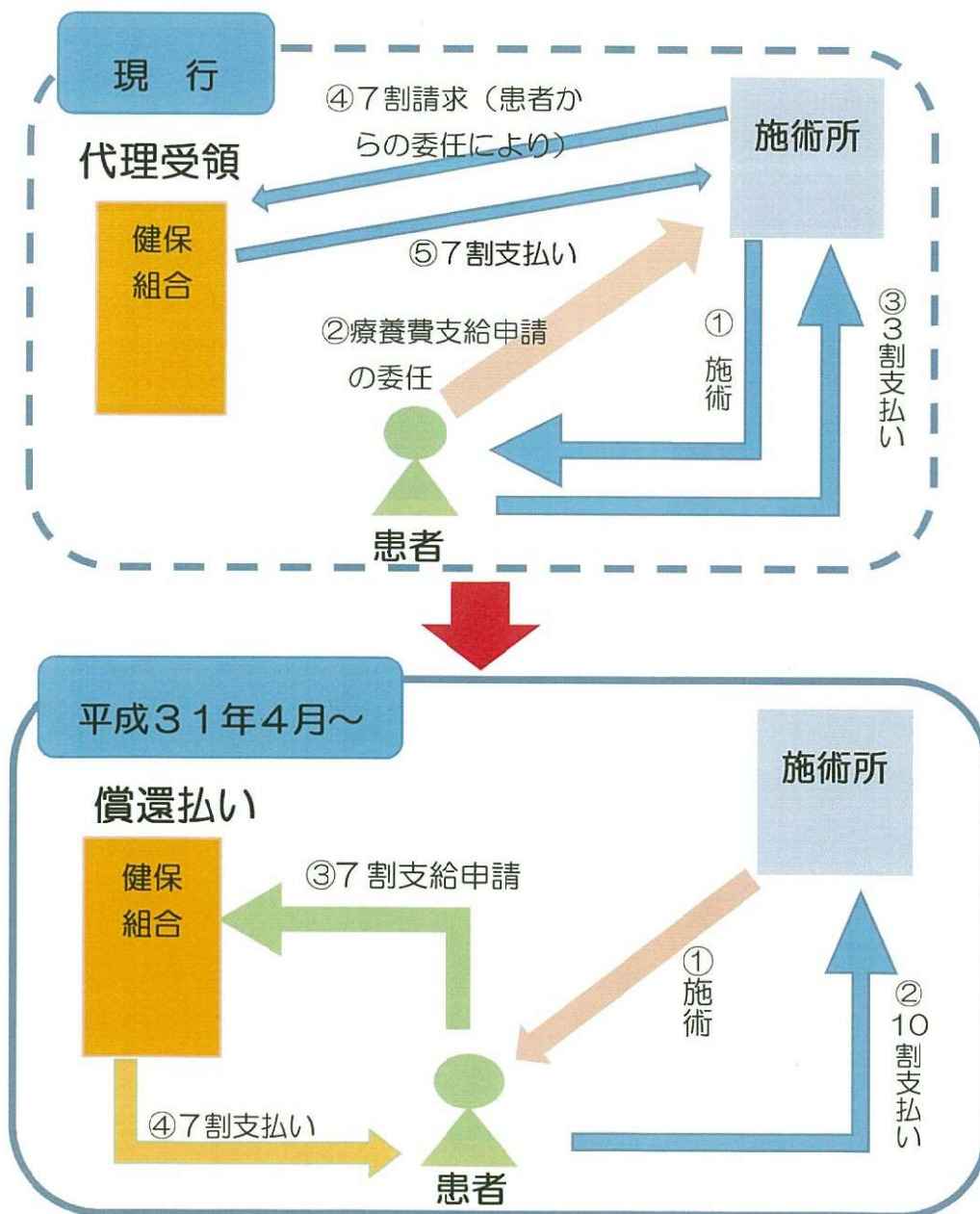
「あはき」療養費の申請方法が変わります

「あはき」とは、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうに係る施術のことで、この施術に係る療養費を「あはき療養費」と言います。

当健康保険組合では、これまで「あはき療養費」につきましては、施術者の「代理受領」による申請を受け入れてまいりましたが、平成31年4月施術分以降は、「償還払い」のみの取扱いとなります。これまで施術者の「代理受領」方式で施術を受けられていた方も、本年4月施術分以降は全て「償還払い」での取り扱いとなりますのでご注意ください。

この取り扱いは、厚生労働省の通知に基づいて平成31年2月22日に開催されました組合会で議決されたものです。

加入者の皆様には、ご理解・ご協力をお願いいたします。



■「あはき療養費」を健康保険で受けるには

☆「あはき療養費」を健康保険で受けるための条件

事前に医師の診察を受けて「あはき」の施術を受けることについて医師の同意書が必要となります（長期間にわたる施術の場合は、6ヶ月ごとに同意が必要）。

☆「あはき療養費」を健康保険で受けることができる症状

【はり・きゅう】

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症等で、医師による適当な治療手段のないもの。医療機関で同じ傷病で診療を受けた場合は、はり、きゅうの施術は健康保険を使用することはできません。

【あんま・マッサージ】

関節拘縮、筋麻痺等であって、医療上マッサージ等を必要とする場合。疲労回復を目的としたものは療養費の支給対象外となります。

☆あはき療養費の支給申請方法

- ・全国設計事務所健康保険組合のホームページから療養費支給申請書（はり、きゅう、あんま、マッサージ用）をプリントアウトし、必要事項を記入・捺印し、事業所経由でご提出ください。
- ・領収書・医師の同意書（どちらも原本）を申請書に添えて健康保険組合へ提出してください
- ・施術を受けた際の領収書を月ごとにまとめて、月単位で請求してください。

☆注意事項

- ・「あはき療養費」は、当健康保険組合において審査のうえ支給決定を行います。
- ・給付金（療養費）の振込先は、事業所の給付金受領口座となります。
- ・医療機関との併用確認等のため、お支払いは、およそ施術月より4～5ヶ月後となります。
- ・療養費支給申請書（はり、きゅう、あんま、マッサージ用）については、4月にホームページに掲載予定です。

【お問い合わせ】

全国設計事務所健康保険組合

第二業務部 給付課 Tel 03-3404-7344